
目安箱への投稿

■ 日付：2022/1/28

■ 件名：設計変更協議時の入札手続き中の質問書の取扱いについて

■ ご意見・お問い合わせ

タイトルの件について、工事を受注して施工中に条件変更等により変更協議を受注者より発議した場合に、入札手続き中の質問事項に挙げていないからとの理由で認められない場合がある。過去には、多数の担当部署の発注者側責任者から質問書に挙げていない項目については、変更対象としないとの理由を聞かされていましたが、しばらくその話を聞かなくなっていたのですが、最近発注者側担当官よりその様な理由を言われようになりました。四国地方整備局では、入札手続き中の質問書により質問事項として挙げていない項目については、その事を理由として変更協議をしないというルールを発注者側職員に周知指導をしているのでしょうか。

受注者側としても、公告から質問期間に今後予想される条件変更について全て予測して質問書にて全部質問する事は現実的に難しく、その事を用って変更協議に応じて貰えない事は、品格法の受注者の適正な利潤の確保にも影響します。

このように入札手続き中の質問書の未提出事項にて変更協議を認めない事の理由としないように発注者側職員に周知指導して是正して頂きたい。

■ 回答

入札時の質問の有無に関わらず、設計図書（図面、仕様書等）に基づき、現場条件などの条件変更等があれば、契約書第18条に基づき協議を行い設計変更は可能と考えています。

ただし、任意施工が基本であり、すべてを精算することではないことはご理解下さい。